

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
1	募集要項	4	II	5	(3)			管理棟(旧温水プール)の解体撤去業務	管理棟(旧温水プール)を利活用する場合もしない場合も、管理棟(旧温水プール)にある事務所機能の代替施設は御座いますか。無い場合は整備された総合体育館の事務室が機能を引継ぐと考えてよろしいでしょうか。	管理棟(旧温水プール)にある事務所は、現指定管理者が使用するものであり、新たな指定管理者である事業者が運営等業務を開始する以降は、不要となります。
2	募集要項	4	II	5	(3)			管理棟の利活用	管理棟・軽体育室は令和7年3月31日までは施設の利用を本市が継続するとあるが、利活用の開始時期は準備期間含め令和7年4月1日以降となるのかご教示いただけますでしょうか。	改修等を含む施設の利活用については、ご理解のとおりです。
3	募集要項	5	II	5	(6)			事業期間	運営準備業務の期間の開始日は提案によって変更できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書第4 1 (4)をご確認ください。
4	募集要項	5	II	5	(7)	②		指定管理	指定管理としての指定は令和6年9月になりますでしょうか。またその際に指定管理者協定を締結する場合、そのドラフトをご教示頂けないでしょうか。	市は令和6年9月開催予定の議会後、運営準備業務開始までに指定管理者として指定する予定です。また本事業の事業契約書が指定管理者協定書を兼ねるものとなります。
5	募集要項	7	III	2				選定スケジュール	募集要項等に関する質問機会をもう一度設けて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。競争的対話においても質問が可能であることから、質問の機会を十分設けている認識です。
6	募集要項	7	III	2				選定スケジュール	新設施設引渡し(2025年3月31日)の前に、半年間、運営準備業務の期間が設けられています。運営準備業務において事業者が使用したとみなされると、不動産取得税が課税されることが懸念されますが、施設自体は未使用のまま引渡し、事業者に不動産取得税が課税されるものではないという認識で宜しいでしょうか。	不動産取得税の課税判断はできかねますので、事業者にてご判断ください。
7	募集要項	8	III	3	(1)	⑥		応募者の構成	「市内に本店を有する企業を構成企業及び協力企業に加えるよう努めるものとする。」とございますが、協力業者を加えることにより『優先交渉権者選定基準』6頁3. (3) 図表2.5地域貢献策の評価点に加点されるとの理解でよろしいでしょうか。	地域貢献策の加点要素となることについてはご理解のとおりですが、評価については、審査委員会が実施するため、回答致しかねます。
8	募集要項	11	III	3	(3)	①		応募に関する留意点	参加表明書を提出した場合であっても、何らかの事情により、提案審査書類の提出を取り止めることは可能でしょうか。	可能です。辞退する場合は、様式5応募辞退届を提出してください。
9	募集要項	11	III	4	(1)			現地視察について	「説明会の開催はしない。」とありますが、現地視察は可能でしょうか。各施設の状況を把握するために、施設内を見学させていただきたく思います。	市による現地視察会の開催は予定していません。なお、事業者が個別で現地視察を希望する場合は、事前に市に日時を連絡してください。
10	募集要項	13	III	4	(3)	④		回答の公表	「正当な利益を害するおそれがあると市が判断したもの」とありますが、事前に確認いただけるのでしょうか。質問者からのおそれについて、ご提示した方が良いと思います。	市から質問者に対し、事前確認する想定はありません。回答については公表されることが基本とお考えください。
11	募集要項	13	III	4	(3)	④		回答の公表	「質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該質問者へのみ回答を行う」とありますが、質問者へ事前に公表の可否を確認していただけるという理解でよろしいでしょうか。	市から質問者に対し、事前確認する想定はありません。回答については公表されることが基本とお考えください。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
12	募集要項	14	Ⅲ	4	(5)			競争的対話の実施	対話当日も含め対話申込後に質問事項を追加することは可能でしょうか。回答が後日になることも含めご検討いただきたく存じます。	事前の準備があるため追加の質問は認められません。
13	募集要項	14	Ⅲ	4	(5)			競争的対話の実施	対話の内容は後日公開される予定はありますでしょうか。	競争的対話の内容を公表する予定はありません。
14	募集要項	14	Ⅲ	4	(5)	⑤		申込期限	申込期限以降、質問事項を追加したい場合は、追加の対応若しくは別途回答などの対応をしていただけますでしょうか。	事前の準備があるため追加の質問は認められません。
15	募集要項	14	Ⅲ	4	(5)	⑤		競争的対話の申込期限について	競争的対話の申込期限から対話当日まで期間がある為、当日に追加議題が発生した場合も後日の回答などで対応頂けないでしょうか。	事前の準備があるため追加の質問は認められません。
16	募集要項	14	Ⅲ	4	(5)	⑤		申込期限	競争的対話への申込期限が早めに設定されていますため、申込後の議題追加をお認めいただけないでしょうか。特に2回目の申込期限は、1回目の競争的対話実施直後であり、チーム内で対話結果を受けた議論を行う余裕がありません。ご検討願います。	事前の準備があるため追加の質問は認められません。 なお、対話の内容は1回目当日において概ね確定し、この日から、2回目の事前質問締め切りまでの期間としては、合理的な日数を設けている認識です。
17	募集要項	15	Ⅲ	4	(6)	①		提出期限	提出期限は9月30日とありますが、それ以前であれば特に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	募集要項	16	Ⅲ	4	(8)			予定価格	税抜きでの予定価格は設定がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	募集要項	17	Ⅳ	1				審査委員会の設置	市民代表として委員が選出されていますが、選定理由をご教示ください。	選定に当たり、利用者としての意見や考えを反映するためです。
20	募集要項	17	Ⅳ	2				優先交渉権者の審査方法	プレゼンテーションの日時・場所以外のプレゼンテーション自体に関する要領は、日時・場所に合わせてご提示頂けますでしょうか。	提示する予定です。
21	募集要項	18	Ⅴ	1				特別目的会社の設立等	SPCの本店所在地は本事業計画地（新施設住所）で登記しても宜しいでしょうか。	可能とします。
22	要求水準書	2	第1	3				適用法令	土壌汚染対策法について届出対象工事であり富士市が届出を行い、地歴調査等から土壌汚染に関する調査を有する地域でないということでもよろしいでしょうか。また調査指示等がある場合は富士市で事業スケジュールに合うかたちで実施する解釈でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	5	第1	3				適用要綱・各種基準等	本計画は、都市計画法第29条第1項3号の「公益上必要な建築物」に該当し、開発許可は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく土地利用事業となります。
24	要求水準書	5	第1	3				適用要綱・各種基準等	C敷地は都市公園区域外ですが、No.2と同様に「公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為」と考え、駐車場等の整備にかかる開発許可も不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく土地利用事業となります。
25	要求水準書	7	第1	7				事業期間終了時の要求水準	「著しい損傷が無い状態」および「経年による劣化は許容するもの」とありますが、躯体、設備、備品、その他、それぞれに対し、その指標をご教示いただけないでしょうか。本施設は利用されればされるほど劣化は生じるため、その点もご考慮いただけるようご検討の程よろしく願います。	要求水準書が指標になります。性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとします。
26	要求水準書	8	第2	2	(1)	①		事業統括責任者の配置	事業統括責任者に事業地での常駐義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
27	要求水準書	8	第2	2	(1)	①	事業統括責任者の配置	事業統括責任者は要求水準書P46に記載のある運営業務責任者またはP53に記載のある維持管理業務責任者と兼務することは可能でしょうか。	可能とします。
28	要求水準書	9	第2	2	(2)	①	セグメント情報	セグメント情報について、書式のイメージがあるようでしたら、ご提示いただけないでしょうか。	実施体制を踏まえご提案ください。
29	要求水準書	14	第3	2			敷地概要	地域・地区について、実施方針に関する質疑の際の回答通り、A敷地は全て都市公園区域に変更予定、C敷地は都市公園区域外で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	16	第3	3	(1)		配置計画	p.14で敷地面積が実施方針時点より1100㎡減となっておりますが、建築面積の上限数値は変わらないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	16	第3	2	(2)		必要諸室	図表4に記載のある必要諸室の中に「多目的ルーム(会議室・研修室等)」とありますが、これは要求水準書P23にある共有・管理エリアの会議室とは別に設置するという理解でよろしいでしょうか。	図表5の会議室に加え、飲食スペースも会議室等多目的に利用することを想定しています。
32	要求水準書	16	第3	2	(2)		必須諸室	審判室・放送室は観覧機能の整備を行い、一般利用するという事なのでしょうか。	主に大会時に競技が可視できる位置に配置するという事です。
33	要求水準書	17	第3	3	(3)		管理棟	管理棟は令和7年4月以降速やかに管理棟の解体撤去を行います。管理棟の機能は本事業の運営業務に移管されるという理解でよろしいでしょうか。	管理棟の既存施設管理機能は本事業の運営業務として継続されます。
34	要求水準書	17	第3	3	(1)		配置計画(C敷地)	C敷地は総合体育館建設工事着手前までに駐車場を整備することとありますが、C敷地において先行して確保する駐車台数の目安などがございましたらご教授ください。	110台程度を想定しています。
35	要求水準書	17	第3	3	(1)		配置計画	既存体育館の解体時期について、特別考慮すべき条件などはございますでしょうか。	要求水準書のとおりです。
36	要求水準書	17	第3	3	(1)		配置計画	「C敷地において、総合体育館の建設業務着手前までに駐車場を整備すること」とありますが、既存体育館を先行して解体し、B敷地に駐車場を確保して代替するご提案は可能でしょうか。	C敷地よりも駐車場利用が早期に確保できる場合に限り、提案を認めるものとします。
37	要求水準書	17	第3	3	(2)		周辺道路(A敷地とC敷地との間)	「A敷地とC敷地間の道路～(中略)～アクセスはできないものとする」とありますが、南側にある住宅街へのアクセスが無ければ、A・C敷地への車両の出入り口(施設施工中の工事車両出入口及び施設運営時の利用者車両出入口)をA敷地とC敷地との間の道路に面して設置してもよろしいでしょうか。	南側にある住宅街へのアクセスの妨げにならない措置を講じる場合に限り、設置可能とします。
38	要求水準書	17	第3	3	(3)		管理棟(旧温水プール)	現状の公園管理機能等を残し、管理棟の一部に限り活用する提案は可能でしょうか。	可能です。
39	要求水準書	18	第3	4	(2)		駐車場	「A～C敷地の必要駐車台数(大型バス、身障者用駐車スペースは除く。)は300台以上、D敷地はなるべく多くの駐車台数を確保するもの」とありますが、3敷地の合計が300台以上であれば、それぞれの敷地における駐車台数についての要望は無いものと考えて宜しいでしょうか。	先行整備するC敷地駐車場は工事期間に減少する駐車台数を補填する必要があるため、駐車台数は110台程度を想定しています。
40	要求水準書	18	第3	4	(2)		駐車場等	身障者用駐車場の要望台数は関係法令を遵守した上で、事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
41	要求水準書	18	第3	4	(2)			駐車場等	D敷地はなるべく多くの駐車場を確保するようにとありますが、管理棟を活用する場合は撤去した場合に確保できる分の駐車台数をA～C敷地において整備する必要がありますでしょうか。	D敷地の利活用に関係なく、A～C敷地において300台以上を確保してください。
42	要求水準書	18	第3	4	(2)			駐車場等	「A～C敷地の必要駐車台数は300台以上」は関係者駐車場も含む台数で宜しいでしょうか。	関係者駐車台数は含みません。
43	要求水準書	18	第3	4	(2)			駐車場等	「C敷地以外の路面は透水性アスファルト舗装」と御座いますが、C敷地の駐車場は舗装の指定は御座いますでしょうか。	舗装の指定はありませんが、維持管理や周辺住宅地への影響を配慮して提案してください。
44	要求水準書	18	第3	4	(2)			駐車場等	「C敷地以外の…、駐車マスにはパーキングブロックを設置」と御座いますが、部分的にパーキングブロックの無い駐車マスとすることは可能でしょうか。	可能です。
45	要求水準書	18	第3	4	(2)			駐車場等	今回整備する駐車場については、全て無料と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書	18	第3	4	(3)			外構	「敷地造成は、土工バランスを考慮するとともに、残土は場外処分とすること。」との記載がありますが、A～D敷地間で土の移動は自由に行い、切盛バランスを考慮できるという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	18	第3	4	(3)			外構	「各種法令等により、本事業の開発規模に求められる調整池機能を整備対象地内に確保すること。」との記載がありますが、A～D敷地の各々の敷地内に防災調整池を設ける必要はないとの理解でよろしかったでしょうか。(例：C敷地に防災調整池を1箇所設置するのみ)	調整池の必要条件については競争的対話で示します。
48	要求水準書	18	第3	4	(3)			外構	A～D敷地の各々の敷地に開発区域は設定されますでしょうか。その場合、A B C D敷地間で土の移動は自由に出来なくなると理解しますが正しいでしょうか。	本事業はA～D敷地を一体とした「富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく土地利用事業となりますので、敷地間の土の移動は可能です。
49	要求水準書	18	第3	4	(3)			外構	A～D敷地をまとめた一体開発となりますでしょうか。その場合、敷地面積が2haを超えますので、既に使用されているA、B、D敷地の雨量も考慮した過大な防災調整池容量が必要となると思いますが正しいでしょうか。	本事業はA～D敷地を一体とした「富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく土地利用事業となります。調整池の必要条件については競争的対話で示します。
50	要求水準書	18	第3	4	(3)			外構	A～D敷地を一体開発と捉えると、敷地面積が2haを超えるため、静岡県の森林法の解釈によっては伐採した面積分の植樹面積が必要となると理解しておりますが正しいでしょうか。	森林法第5条より、森林の形質変更面積が1ha以下となる土地利用を想定しているため、林地開発許可は不要で植樹の必要はないと考えています。
51	要求水準書	18	第3	4	(3)			外構	散水設備の仕様（散水栓もしくは灌水設備等）に指定はありますでしょうか。	適切に機能を発揮できる仕様をご提案ください。
52	要求水準書	18	第3	4	(3)			敷地造成	敷地造成を行うにあたっての制限事項は御座いますでしょうか。	要求水準書のとおりです。
53	要求水準書	18	第3	4	(4)			動線計画	認定道路の土地所有者との交渉は貴市で行ない、今時点の計画上の制約はないという理解でよろしいでしょうか。	交渉は市で行います。今時点での制約は、動線及び幅員を確保し、再整備が必要ということです。
54	要求水準書	18	第3	4	(4)			動線計画	C敷地内の認定道路は競争的対話の場以外では整備要件はご提示されないのでしょうか。	競争的対話以外において、提示する予定はありません。
55	要求水準書	18	第3	4	(4)			動線計画	C敷地内の認定道路は駐車場用の車路と兼用は可能でしょうか。	兼用できません。

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
56	要求水準書	18	第3	4	(4)			動線計画 「C敷地内に認定道路があるため、競争的対話において示す動線及び幅員を確保し再整備すること。」とありますが、当該概要について、競争的対話に先行して情報開示頂けませんかでしょうか。	条件について協議中であるため、詳細は競争的対話において条件提示するものとします。
57	要求水準書	18	第3	4	(4)			動線計画 「利用者の利便性を考慮し、駐車場、駐輪場から総合体育館エントランスまでのスムーズな動線を確保すること。」とありますが、駐輪場の要望台数はありますかでしょうか。	高校生などの日常的な利用に加え、サイクルツーリズムを推進するためのバイシクルピットとしての利用も想定していますので、これらを踏まえて提案してください。
58	要求水準書	18	第3	4	(4)			駐車場等 ”C敷地内に認定道路があるため、競争的対話において示す動線及び幅員を確保し、再整備すること”とありますが、競争的対話の時点で市から条件が提示されるということでしょうか。提示内容について現時点でお分かりなっていることがございましたらご教授ください。	条件について協議中であるため、詳細は競争的対話において条件提示するものとします。
59	要求水準書	18	第3	4	(4)			動線計画 動線の区分に配慮するとありますが、施設内の上下足計画については事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	19	第3	5	(1)			メインアリーナ 「主にスポーツ競技大会をはじめ、各種イベントの会場として使用される」とありますが、Bリーグ・Vリーグなどのプロ興行を行う想定があればご教示ください。	プロスポーツの興行の実施を想定していますが、プロチームを誘致し、ホームアリーナにすることは想定していません。
61	要求水準書	19	第3	5	(1)			メインアリーナ 天井高さが12.5m以上必要な範囲は、競技コート内と考えてよろしいでしょうか。	競技コート内（アリーナの床面積相当）の範囲です。
62	要求水準書	19	第3	5	(1)			メインアリーナ 大型ビジョン等の設置要否は事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	提案を妨げるものではありません。大型ビジョンの詳細について、競争的対話においてお示しください。
63	要求水準書	19	第3	5	(1)			メインアリーナ 照明用吊りバトン、広告用吊りバトン等の吊りもの機構の設置については事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	19	第3	5	(1)			メインアリーナ 「災害時の物資の搬出入を考慮」とありますが、アリーナ内部への車両乗り入れ等を考慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書	19	第3	5	(2)			サブアリーナ 天井高さが12.5m以上必要な範囲は、競技コート内と考えてよろしいでしょうか。	競技コート内（アリーナの床面積相当）の範囲です。
66	要求水準書	19	第3	5	(3)			多目的エリア、共有・管理エリア 「可動間仕切りにより分割できる構造」とありますが、対象は飲食スペース、会議室と考えてよろしいでしょうか。	飲食スペースです。
67	要求水準書	19	第3	5	(3)			多目的エリア、共有・管理エリア 「可動間仕切りにより分割できる構造とし、各種会議や研修会等に使用する」とありますが、これは要求水準書P23にある飲食スペースを指しているという理解でよろしいでしょうか。	飲食スペースと会議室を指しています。
68	要求水準書	21	第3	5	(9)			物販スペース スポーツ関連、健康関連、富士登山のお土産以外の物品（お弁当等）についても販売できるという理解でよろしいでしょうか。販売できる物品に制限があるようでしたら、ご教示ください。	販売できる物品については、原文のとおりです。想定されているものがありましたら、競争的対話においてお示しください。
69	要求水準書	21-23	第3	5	(10)(18)			事務室 p. 21に記載の「事務室」は、p. 23に記載の「管理室」と同義と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書は、ご指摘を踏まえて修正します。

No	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
70	要求水準書	21	第3	5	(14)			観客席	固定席とありますが、昨今の新型コロナウイルスへの対応に鑑み、席数として確保出来れば1席ごとに固定されていなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	一般利用者が容易に取り外せないように固定してください。
71	要求水準書	22	第3	5	(16)			器具庫	「外部との搬出入動線に配慮」とありますが、容易に搬出入が可能な動線、車両寄り付きスペースを確保する限りにおいては、必ずしも器具庫が外部に面している必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	22	第3	5	(17)			関係者駐車場	「収容台数は提案によるもの」とありますが、駐車台数のカウントは「駐車場整備台数300台以上」に含まれる理解でよろしいでしょうか。	含みません。別途、関係者用駐車台数は確保してください。
73	要求水準書	22	第3	5	(17)			関係者用駐車場	関係者用駐車場は、要求水準書18ページに記載されているA～C敷地での駐車場300台に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	含みません。別途、関係者用駐車台数は確保してください。
74	要求水準書	22	第3	5	(17)			関係者用駐車場	「収容台数は提案によるものとし」とありますが、関係者用駐車場をA～C敷地に設置した場合、要求水準書P18(2)駐車場等に記載のある300台に含んで問題ないという理解でよろしいでしょうか。	含みません。別途、関係者用駐車台数は確保してください。
75	要求水準書	22	第3	5	(18)			諸室床面積水準	物販スペースは多目的エリアに分類されていますが、区画として区切られる必要があるのでしょうか。	区切る必要はありません。
76	要求水準書	22	第3	5	(18)			諸室床面積水準	「床面積の総計は12,000㎡を最大とする。」とありますが、容積対象床面積と捉えて宜しいでしょうか。	法定延床面積です。
77	要求水準書	22	第3	5	(18)			諸室床面積水準	「特別室」における具体的な使用用途をお示しください。	来賓用控室等としての利用を想定しています。
78	要求水準書	22	第3	5	(18)			諸室床面積水準	最大となる床面積の総計12,000㎡とは、容積対象床面積を指すものと考えてよろしいでしょうか。	法定延床面積です。
79	要求水準書	22	第3	5	(18)			諸室床面積水準	メインアリーナの更衣室は、大会関係者用ではなく、一般利用者用と考えてよろしいでしょうか。	大会関係者や一般利用者の双方が利用できることを想定します。
80	要求水準書	22	第3	5	(18)			諸室床面積水準	メインアリーナの特別室は、来賓用控室等としての利用を想定していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書	22	第3	5	(18)			図表5 各諸室の面積水準	アリーナ、サブアリーナには天井高の基準がございしますが、その他の室について天井高に関する基準等ございましたらご教授ください。	諸室機能を踏まえ、適切な天井高をご提案ください。
82	要求水準書	22	第3	5	(18)			図表5 1階ロビー、2階ロビー	広いロビーの床面積を設定された根拠となる利用方法をご教示願います。	飲食等が可能なラウンジ利用を想定していますが、要求水準書記載の床面積に囚われる必要はありません。
83	要求水準書	23	第3	5	(18)			サブアリーナ	「可動席」は、『実施方針等に関する質問・意見及び回答』にて、イベント時に設置する仮設席とありますが、サブアリーナに設置する仮設座席数は応募者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書	23	第3	5	(18)			共有・管理エリア	「設備室」は空調設備機械室、もしくは電気室等のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。	設備室とは中央監視設備が配置された諸室です。
85	要求水準書	24	第3	6	(2)			環境への配慮	「BELS, CASBEE, ZEB等適切な認証を取得」と御座いますが、目標とするべき認証ランクは御座いますでしょうか。	ありません。認証ランクは応募者においてご提案ください。

No	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
86	要求水準書	24	第3	6	(2)			環境への配慮	「BELS、CASBEE、ZEB等、適切な認証を取得すること。」とありますが、ENERGY STAR、LEED、WELLといった海外の環境認証制度も対象に含まれますでしょうか。また、認証目標ランクがあれば、ご教示ください。	国内の環境認証制度を対象とします。また、認証目標ランクは応募者においてご提案ください。
87	要求水準書	25	第3	6	(7)	①		防災上の位置づけ	「執務空間規模は、職員50人、PC50台、複合機10台での執務に支障がないこと。また、エアコンを稼働できることが望ましい。」とありますが、上記スペースを別途設けるのではなく、要求諸室の何れかのスペースで代用することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	25	第3	6	(7)	③		防災上の位置づけ	「通信設備については、庁内ネットワークに接続できること。」とありますが、庁内ネットワークのシステムが不明のため、システム構築及び既存システムの改修は別途と考え、本工事で整備するのは一般的なネットワーク設備の構築と考えてよろしいでしょうか。	事業者が利用する回線とは別に、市が敷設する専用線と接続できるネットワークの構築が必要となります。詳細は競争的対話にて示します。
89	要求水準書	25	第3	6	(7)	⑤		防災上の位置づけ	「耐震性受水槽の整備などにより必要最小限の水を確保すること。」とありますが、具体的な必要量の要望はありますでしょうか。	具体的な想定はありませんが、発災後の運動公園利用者の一時避難や総合体育館スタッフの災害対応等を考慮し提案してください。
90	要求水準書	25	第3	6	(7)			防災上の位置づけ	防災備蓄倉庫は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	25	第3	6	(7)			防災上の位置づけ	災害時のトイレやシャワーの利用想定はありますでしょうか。	ありません。
92	要求水準書	26	第3	7				地盤調査	「基礎は、募集要項等公表時以降に示す予定の地質調査結果を踏まえ、適切に選定すること。」とありますが、具体的な時期をお知らせください。	6月7日以降、A・B・D敷地の地質調査結果をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。
93	要求水準書	26	第3	7				構造に係る要求水準	地質調査結果は募集要項等公表時以降に示す予定とありますが、具体的にご提示いただける時期をご教示ください。	6月7日以降、A・B・D敷地の地質調査結果をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。
94	要求水準書	31	第3	8	(3)			電気設備	メインアリーナ、サブアリーナの照明について、大会やイベント時等の暗転の要否は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	主催者と協議の上、受注者においてご判断ください。
95	要求水準書	31	第3	8	(3)			中央監視設備	「中央監視設備（監視画面、グラパネ）の更新は機械設備工事とする。」とありますが、中央監視設備は本建物に新設するのに加えて公園内他施設の中央監視設備の更新を行うということでしょうか。	既存施設に中央監視設備は存在しないため、要求水準書を修正します。
96	要求水準書	31	第3	8	(3)			中央監視設備	新設する総合体育館の火災報知設備、非常放送設備、構内交換設備は公園内他施設との連動及び監視は無しと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	31	第3	8	(3)			中央監視設備	「既設監視ポイントに加え、PAS故障表示を行うこと。」とありますが、既設の監視設備とはどこに設置されているのかご教示ください。	既存施設に中央監視設備は存在しないため、要求水準書を修正します。
98	要求水準書	31	第3	8	(3)			中央監視設備	他施設の設備を改修する場合、既存図や公園内弱電インフラ図等必要な情報を頂けますでしょうか。	他施設の改修は想定していませんが、必要意図を競争的対話においてお示しください。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
99	要求水準書	31	第3	8	(3)			電気設備 電話配管設備	「電話機器は別途工事」とはPFI事業外と考えて宜しいでしょうか。	電話機器の設置まで本工事で実施とするものとし、要求水準書を修正します。
100	要求水準書	32	第3	8	(3)			構内情報通信網 設備	ネットワーク機器、システム構築一式を本工事と考えてよろしいでしょうか。	無線LAN環境の構築に必要な工事を実施してください。
101	要求水準書	32	第3	8	(3)			防犯設備	「別途警備内容はバッシブセンサーによる防犯、カード及び電気錠による入退出制御とすること。」とありますが、本工事では空配管の整備のみと考えてよろしいでしょうか。	本工事に含まれます。要求水準書は、ご指摘を踏まえて修正します。
102	要求水準書	32	第3	8	(3)			インターホン設備 他	「ロビーには別途サイネージ用配管及びコンセントを設置すること。」と記載があるありますが、サイネージ設備の機器、システム構築一式は別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書	32	第3	8	(3)			外灯設備	「屋外照明の点滅は館内からのリモコン制御とすること。」とありますが、A敷地内のみの理解でよろしいでしょうか。B～C敷地の照明も含まれますでしょうか。	本事業において新設する屋外照明はすべてリモコン制御とします。
104	要求水準書	34	第3	9	(4)	②		設計変更について	契約の範囲内で対応する設計変更には、確認申請の軽微な変更届又は計画変更確認申請を伴わないものと考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第29条2の場合に限り、ご理解のとおりです。
105	要求水準書	34	第3	9	(4)	②		設計変更について	「面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。」とございますが、「大幅な仕様変更」とは具体的にどの程度の変更をいうのかご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)第29条に係る内容を指します。
106	要求水準書	34	第3	9	(4)	②		設計変更について	上記質問に関連して、大幅な仕様変更への該当可否は、貴市とPFI事業者が協議のうえ判断するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書	36	第3	10	(4)	①	イ	(4)建設業務の対象範囲	当該建設工事において工事車両が規制や通行止めになる箇所、ルートがあれば図面資料でご提示願います。	A・C敷地間から南へ向かう住宅地内の道路は使用しないでください。
108	要求水準書	36	第3	10	(4)	①	イ	(4)建設業務の対象範囲	当該建設工事において仮設事務所、工事関係者駐車場等の共通仮設設備で使用できるスペースを図面資料でご提示願います。またCO2削減と残土の有効利用を目的とした残土ストックヤードスペースの提供場所を図面資料でご提示願います。	特に場所の指定はありませんので、事業用地内にて提案してください。
109	要求水準書	38	第3	11	(2)			要求水準	「リース方式による調達に客観的な合理性があり」とありますが、客観的な合理性について、指標をご教示頂けないでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
110	要求水準書	38	第3	11	(2)			要求水準	「既存公園施設に備えられている備品についてはそのまま利用」とありますが、事業期間終了時の施設の引き渡し時の考え方についてご教示ください。	既存公園施設の備品の多くは市の備品であり、本事業においても主な備品の購入や更新は市が行います。市の備品については事業期間終了後もそのまま利用します。
111	要求水準書	38	第3	11	(2)			備品に係る要求水準	「既存公園施設に備えられている備品についてはそのまま利用し、備品台帳において管理すること」とありますが、備品リストの開示をお願いできますでしょうか。	競争的対話にて示します。
112	要求水準書	38	第3	11	(2)			備品に係る要求水準	既存公園施設に備えられている備品リストを開示していただけますでしょうか。	競争的対話にて示します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
113	要求水準書	38	第3	12				既存体育館の解体撤去に係る要求水準	総合体育館建設中のB敷地の利用について、制限事項は御座いますでしょうか。	制限事項はありません。
114	要求水準書	39	第3	12	(2)			着工前業務の要求水準	「PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無」とありますが、確認された場合、処理に要した期間についても貴市の負担として工事期間の延伸等ご配慮いただける理解でよろしいでしょうか。	原文のとおり、市の負担は処理・保管にかかる費用のみとします。
115	要求水準書	39	第3	12	(2)			着工前業務の要求水準	アスベストに関して、調査及び結果報告に関する記載がございますが、処分方法及び費用負担については貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	処分方法及び費用については協議とさせていただきます。
116	要求水準書	39	第3	12	(3)			解体及び撤去工事業務の要求水準	「アスベストを撤去処分する場合」の処分費用負担はPFI事業者になりますでしょうか。	処分方法及び費用については協議とさせていただきます。
117	要求水準書	40	第3	13	(3)			解体及び撤去工事業務の要求水準	「周辺環境に万が一悪影響を与えた場合は、PFI事業者の責において苦情処理等処理すること。」とございますが、PFI事業者が善管注意義務を果たしても避けられない損害については免責としていただけますでしょうか。	ご質問の損害については、事業契約書(案)第32条に基づき処理するものとします。
118	要求水準書	40	第3	13	(3)			解体及び撤去工事業務の要求水準	「隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、施工中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、PFI事業者の負担にて行うこと。」とございますが、PFI事業者が善管注意義務を果たしても避けられない損害については免責としていただけますでしょうか。	ご質問の損害については、事業契約書(案)第32条に基づき処理するものとします。
119	要求水準書	42	第4	1	(2)	②		供用開始前の広報活動及び予約受付業務	供用開始前の予約受付業務に関する現指定管理者との業務のすみ分けについては、2020年2月に公表された「実施方針等に関する質問・意見及び回答」のNO.144にて「事業者との協議を踏まえ決定します」とありますが、業務実施場所は本施設内(現指定管理者実施場所)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書	42	第4	1	(2)	②		供用開始前の広報活動及び予約受付業務	供用開始前の予約受付業務については、配置人数は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書	43	第4	2	(1)	③		運営・維持管理体制の確立及び責任者等の教育訓練	業務責任者の配置及び教育訓練時期については、円滑な運営を実施するために必要な時期を応募者が提案できるという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
122	要求水準書	43	第4	2	(1)	③		運営・維持管理体制の確立及び責任者等の教育訓練	「PFI事業者は、運営業務、維持管理業務それぞれに係る業務全体の業務責任者を配置し」とありますが、この業務責任者は要求水準書P46(6)に記載のある運営業務責任者及びP53(5)に記載のある維持管理業務責任者を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書	44	第4	2	(3)			開館式典及び内覧会の実施業務	「招待者の選定については、市と協議すること」とありますが、想定人数をご教示ください。また式典当日の富士市の役割をご教示願います。	市の招待者は50人程度を想定しています。市の役割として招待者の応対等を想定していますが、適切な役割分担をご提案ください。
124	要求水準書	44	第4	2	(4)			運営準備期間中の総合体育館等の維持管理業務	具体的な1日の清掃時間数、各種建築設備点検回数などについては、供用開始前であることを踏まえて、必要となる仕様を応募者が提案できるという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
125	要求水準書	44	第4	2	(2)	①		供用開始前の広報活動および予約受付業務	「供用開始にあたり、本施設のウェブサイトを開設し」とありますが、開設の時期やサイトの中身についてはすべて事業者提案ということによろしいでしょうか。パンフレット作成時期等も合わせてご教示お願いします。	ウェブサイト開設の時期やサイトの中身については、ご理解のとおりです。パンフレット作成時期については、市の承認期間を考慮の上、ご提案ください。
126	要求水準書	44	第4	2	(2)	②		予約受付業務	「予約受付システムは、現行の市の物を活用」とありますが、導入コスト・ランニングコスト・保守費用等は、富士市の負担との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
127	要求水準書	44	第4	2	(2)	②		予約受付業務	予約受付システムは、現行の市の「富士市公共施設案内・予約システム」を活用することとありますが、活用するための備品類は市の方でご用意いただける認識でよろしいでしょうか。	インターネット接続可能なPCを事業者が用意してください。
128	要求水準書	45	第5	1	(4)			業務期間	既存の対象施設に関して、令和6年4月1日～令和7年3月31日の運営業務を行う事業者若しくは事業者の選定方法は決まっているのかご教示いただけますでしょうか。	回答は差し控えていただきます。
129	要求水準書	46	第5	1	(6)			運営業務責任者及び各種責任者	「運営業務の区分ごとに調整を行う各種責任者を定め」とありますが、この区分とは、要求水準P45 (2)にある「業務区分」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書	46	第5	1	(6)			運営業務責任者及び各種責任者	「運営業務責任者と各種責任者を兼務することは可能」とありますが、各種責任者はそれぞれ兼務することは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	要求水準書	47	第5	2	(3)			利用料金について	2020年2月に公表された「実施方針等に関する質問・意見及び回答」のNO.162において、減免の考え方は募集要項等で示となっておりますが、ご教示ください。	減免については、富士市都市公園運動施設条例施行規則第6条に準拠するものとし、要求水準書は、ご指摘を踏まえて修正します。
132	要求水準書	51	第5	3	(6)			災害時初動対応業務	災害時初動対応以降に発生した事業者側の対応経費のお考えをお示しください。	災害時初動対応以降は本事業範囲外であり、原則市が負担するものとします。想定される事業者側の対応経費がありましたら、競争的対話においてお示しください。
133	要求水準書	52	第6	1	(2)	①		建築物保守管理業務	既存施設について直近3ヵ年の業務報告書の閲覧は可能でしょうか	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
134	要求水準書	52	第6	1	(2)	②		建築設備保守管理業務	既存施設について直近3ヵ年の業務報告書の閲覧は可能でしょうか	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
135	要求水準書	52	第6	1	(2)	③		備品等保守管理業務	既存施設について直近3ヵ年の業務報告書の閲覧は可能でしょうか	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
136	要求水準書	52	第6	1	(2)	④		外構等保守管理業務	既存施設について直近3ヵ年の業務報告書の閲覧は可能でしょうか	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
137	要求水準書	52	第6	1	(2)	⑤		衛生管理業務	既存施設について直近3ヵ年の業務報告書の閲覧は可能でしょうか	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
138	要求水準書	52	第6	1	(2)	⑧		天然芝維持管理業務	既存施設について直近3ヵ年の業務報告書の閲覧は可能でしょうか	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
139	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	野球場の維持管理費について現管理者の直近3ヵ年の実績をお示しください	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。

No	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
140	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	陸上競技場の維持管理費について現管理者の直近3ヵ年の実績をお示してください	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
141	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	相撲場の維持管理費について現管理者の直近3ヵ年の実績をお示してください	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
142	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	庭球場の維持管理費について現管理者の直近3ヵ年の実績をお示してください	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
143	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	弓道場の維持管理費について現管理者の直近3ヵ年の実績をお示してください	6月7日以降、「富士市スポーツ施設指定管理業務年度完了報告書」をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課までご連絡ください。
144	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	その他園地の維持管理費について現管理者の直近3ヵ年の実績をお示してください	競争的対話で示します。
145	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	各施設設備台帳の閲覧は可能でしょうか	1つの台帳としての整備はありません。競争的対話で必要な情報についてお示してください。
146	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	弓道場的の貼替・交換については利用者が行うという認識で良いか、また、安土の定期的な整備については競技団体が行うという認識でよろしいでしょうか	現状は的交換、安土整備ともに指定管理者が実施しているため、受注者において実施するものとします。
147	要求水準書	52	第6	1	(3)			業務の対象範囲	既存施設の光熱水費について直近3ヵ年の実績をお示してください	H29～R1分を市ウェブサイトにて公表します。
148	要求水準書	53	第6	1	(5)			維持管理責任者及び各種責任者	維持管理責任者は常駐するとの認識でよろしいでしょうか	常駐義務はありません。ただし、他の法令等において常駐の義務が付されている場合を除きます。
149	要求水準書	53	第6	1	(5)			維持管理責任者及び各種責任者	各種責任者は常駐の必要はないとの認識でよろしいでしょうか	ご認識のとおりです。ただし、他の法令等において常駐の義務が付されている場合を除きます。
150	要求水準書	54	第6	2				業務の要求水準	保守点検や清掃、植栽管理に関して、要求水準には特に実施回数などの指定がありませんが、今後仕様書等で指定されますでしょうか。	仕様書等の指定は予定していません。応募者の提案によるものとします。
151	要求水準書	55	第6	2	(2)	③	ア	運転・監視	運転時期の調整の市との協議について、年間の冷暖房開始時期・切り替え時期等を事前決めておき、市に報告・確認をするという認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
152	要求水準書	59	第6	2	(6)	③		警備業務	「必要に応じて有人警備行うこと」とあるが大会の開催に伴い必要と判断された場合、大会主催者が配置するものとの理解でよろしいでしょうか、また受託者が配置する場合は、運営や維持管理会社のスタッフ(警備員ではない)による対応が可能か	当該大会主催者の提案又は協議に基づき、受注者においてご判断ください。
153	要求水準書	59	第6	2	(7)	②	イ	修繕業務、総合体育館	ウの既存公園施設は1件あたり50万円相当以下の小規模修繕となっていますが、総合体育館については大規模修繕含め全て事業者負担の理解でよろしいでしょうか。	要求水準書で定められた修繕業務を実施していただくことで、事業期間中の大規模修繕は発生しないと考えています。
154	要求水準書	62	第7	2	(2)			解体及び撤去工事業務	熱導管(埋設)の撤去・閉止方法は、敷地内境界付近にバルブ止め(弁柵とも)としてよろしいでしょうか。	撤去・閉止方法は工事時の協議によりますが、要求水準書62頁のとおりとします。

No	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
155	要求水準書	63	第8	1	(1)			事業例	アルコールの提供は可能でしょうか？またバーベキュー等、火を使用する事は可能でしょうか。	富士市都市公園運動施設条例施行規則では、アルコールの提供は禁止していません。そのような場面で提供を想定しているのか、競争的対話においてお示しください。 また、富士市都市公園運動施設条例施行規則第11条（1）にて火気の使用を禁じています。
156	要求水準書	63	第8	1	(1)			民間自主事業事業例	民間自主事業について事業例以外を提案するにあたって、制限事項は御座いますでしょうか。	要求水準を逸脱しない提案であれば、制限事項はありません。
157	要求水準書	63	第8	1	(2)			実施条件	民間自主事業に関してスポーツ教室やイベントを実施する場合、回数や開催時間の上限はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書	63	第8	1	(2)			実施条件	自動販売機などを設置の際、個別に費用が分かる様に、コメーター等の設置は必要でしょうか。	必要です。
159	要求水準書	63	第8	1	(2)			実施条件	利用料金収受が発生する場合は減免は行わないとありますが、事業者が行う自主事業は、事業者が事業者へ利用料金を支払うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書 別紙1-1								敷地区画平面図のCADデータを頂くことは出来ますでしょうか。	6月7日以降、CADデータを提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。
161	要求水準書 別紙1-1								敷地高低測量はPFI事業者の実施となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書 別紙1-1							敷地区画平面図	CADデータはございますでしょうか。 もしくは敷地境界に関わる座標点等はございますでしょうか。	6月7日以降、CADデータを提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。
163	要求水準書 別紙1-1							敷地区画平面図	A敷地におけるボーリングデータがございましたらご提示ください。またB・D敷地における既存建物の設計資料等に当該敷地のボーリングデータ等がございましたらご提示をお願いいたします。	6月7日以降、A・B・D敷地の地質調査結果をPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。
164	要求水準書 別紙1-2							富士市道路台帳図	A敷地-C敷地間の道路のうち、敷地を縦断する一部については道路台帳図に寸法などの記載がありませんが、建築基準法第42条1項5号の道路と考えてよろしいでしょうか。該当しない場合は、基準法上の扱いについてご教示ください。	建築基準法第42条1項1号の認定道路です。更新作業中のため、台帳には掲載されていません。
165	要求水準書 別紙1-2							No.88 回答	A敷地、B敷地間の道路について、建築基準法上の扱い（道路種別）はないとのことですが、A敷地南側の民家2軒の接道はどの道路でしょうか。	A敷地-B敷地間の土地が、建築基準法第43条2項1号の認定又は第2号の許可を要する空地（管理者の承諾を要する）です。
166	要求水準書 別紙4-3							富士総合運動公園 温水プール 図面	配置図、立面図、仕上表（外部・内部の仕上りが分かるもの）、構造図（地上部躯体の分かるもの）、設備図（機械・電気）がございましたらご提示いただけませんかでしょうか。	6月7日以降、2018年に作成した温水プールのエンジニアリングレポートをPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。
167	要求水準書 別紙4-3							富士総合運動公園 温水プール 図面	既存建物の耐震診断、劣化診断等ございましたらご提示いただけませんかでしょうか。	6月7日以降、2018年に作成した温水プールのエンジニアリングレポートをPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。
168	要求水準書 別紙4-3							富士総合運動公園 温水プール 図面	現地調査は可能でしょうか。あるいは内部の写真などがございましたらご提示お願いいたします。	6月7日以降、2018年に作成した温水プールのエンジニアリングレポートをPDFデータで提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
169	要求水準書 別紙9							椅子：メインアリーナ300脚・サブアリーナ200脚と御座いますが、観客席の要求水準にある仮設椅子の数量にカウントできると考えて宜しいでしょうか。	別紙9は既存市立体育館の備品をベースに新体育館で必要と考えられるものをリスト化したものですので、実際に必要な備品を提案してください。
170	要求水準書 別紙9							「その他設備等」に記載あるものは必要な備品と考えて宜しいでしょうか。	別紙9は既存市立体育館の備品をベースに新体育館で必要と考えられるものをリスト化したものですので、実際に必要な備品を提案してください。
171	要求水準書 別紙9						備品一覧	表中の1行目にある「新」は何を指しているのか、ご教示ください。	別紙9は既存市立体育館の備品をベースに新体育館で必要と考えられるものをリスト化したものです。「新」は旧体育館及び既存市立体育館にない備品を指しています。
172	要求水準書 別紙9						備品一覧	表中の品目列にある () の意味をご教示ください。例えば3行目に(セッティングゲージ)と()になっており、4行目にあるショットクロックは()がありません。この違いをご教示ください。	別紙9は既存市立体育館の備品をベースに新体育館で必要と考えられるものをリスト化したものですので、実際に必要な備品を提案してください。
173	要求水準書 別紙9						備品一覧	ハンドボール用電光掲示板について、想定している参考メーカー品番があればご教示願います。	別紙9は既存市立体育館の備品をベースに新体育館で必要と考えられるものをリスト化したものですので、実際に必要な備品を提案してください。
174	要求水準書 別紙9						備品一覧	ハンドボール用防護マットについて、想定している参考メーカー品番があればご教示願います。	別紙9は既存市立体育館の備品をベースに新体育館で必要と考えられるものをリスト化したものですので、実際に必要な備品を提案してください。
175	要求水準書 別紙9						備品一覧	仮設ステージ32台(メイン×16台、サブ×16台)の備考欄に収納ステージ設備がある場合は不要とありますが、逆に備品で仮設ステージを用意すれば電動式収納ステージは必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	別紙9は既存市立体育館の備品をベースに新体育館で必要と考えられるものをリスト化したものですので、実際に必要な備品を提案してください。
176	要求水準書 別紙9						備品一覧	鏡、肋木、防護パットは、メインアリーナ、サブアリーナとも必ず設置必要でしょうか。また必要であれば鏡、肋木は設置サイズ、防護パットについては設置範囲等についてご教示願います。	別紙9は既存市立体育館の備品をベースに新体育館で必要と考えられるものをリスト化したものですので、実際に必要な備品を提案してください。
177	要求水準書 別紙10						予約受付・利用方法	1優先予約に「市主催の大規模イベント」とありますが、大規模の定義をご教示ください。	大規模の定義はありませんが、スポーツ以外のイベントを想定しています。
178	要求水準書 別紙10						予約受付・利用方法	3合宿優先とは、市内、市外を問わないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書 別紙10						予約受付・利用方法	合宿優先および通常利用でメインアリーナを利用したい場合には、一般利用として利用日の2か月前～当日までの期間で予約するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	要求水準書 別紙11						指定管理者の収支報告書	ご開示いただいている資料がスポーツ施設全般における収支報告とお見受けしますが、総合運動公園に限定した収支明細をご開示いただけますでしょうか。	開示できる資料がありません。
181	要求水準書 別紙11						指定管理者の収支報告書	減免申請内訳のうち、総合運動公園に関する施設ごとの減免状況をご開示いただけますでしょうか。	競争的対話で示します。
182	基本協定書(案)	3	第3条	三			事業者の設立及び維持等	「事業者の資本金は、提案審査書類に示された金額以上とする」とありますが。提案審査書類とは、基本協定書(案)P11別紙1「設立時の出資者一覧」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	様式集及び提案記載要領II 4以下をご確認ください。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
183	基本協定書(案)	7	第11条	1,2				談合等不正行為があった場合の措置	「グループ構成企業は連帯して」…「事業契約の契約金額の100分の10に相当する額を違約金として」とありますが、他案件と比較しても違約金が多額な設定だと思います。参画するためには社内決裁のルール上、リスク対策が必要になります。その結果、生じる可能性が極めて低いリスクに対し、対策に多額な費用が生じ、事業費を圧迫します。以下の通り、期間を分けて、違約金を算出するよう修正のご検討の程よろしくお願いたします。 ・施設整備期間：施設整備費の提案額に対し、100分の10に相当する額 ・維持管理運営期間：維持管理運営費の提案額（年額）に対し、100分の10に相当する額	原文のとおりとします。
184	基本協定書(案)	7	第11条、12条	1				談合等不正行為があった場合の措置	「グループ構成企業は連帯して」とありますが、方が一に備え、違約金の支払能力のない企業グループに対し、参加資格は認めないということなのでしょうか。	参加資格については、募集要項のとおりです。
185	基本協定書(案)	7	第12条	1				反社会的行為があった場合の措置	グループ構成企業は連帯して、市の請求に基づき、提案価格等の100分の10に相当する額を違約金として」とありますが、他案件と比較しても違約金が多額な設定だと思います。参画するためには社内決裁のルール上、リスク対策が必要になります。その結果、生じる可能性が極めて低いリスクに対し、対策に多額な費用が生じ、事業費を圧迫します。以下の通り、期間を分けて、違約金を算出するよう修正のご検討の程よろしくお願いたします。 ・施設整備期間：施設整備費の提案額に対し、100分の10に相当する額 ・維持管理運営期間：維持管理運営費の提案額（年額）に対し、100分の10に相当する額	原文のとおりとします。
186	基本協定書(案)	7	第12条					反社会的行為があった場合の措置	「第5条第4項第一号乃至第六号のいずれの事由が生じた場合には、事業契約の締結の有無又は解除の有無にかかわらず、グループ構成企業は連帯して、市の請求に基づき提案価格等の100分の10に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない」とありますが、帰責企業が明らかになる事由であるため、連帯ではなく、帰責企業責任とさせていただけないでしょうか。	応募グループ全体として第5条第4項に抵触しない応募をして頂くため、グループ構成企業が連帯して違約金を支払うこととしています。
187	基本協定書(案)								(案)となっておりますので、優先交渉権を得た事業者と改めて協議出来るという理解でよろしいでしょうか。	質問回答及び競争的対話において、内容面の協議が可能であることに加え、競争条件の公平性を確保するため、優先交渉権者の改めでの協議は、原則として行いません。
188	事業契約書(案)	1	第1		第4条	1		規定の適用関係	契約を構成する書面及び図面に矛盾又は相違がある場合の優先順位について、「事業契約書、募集要項等、提案審査書類」の順で優先して適用されるとございますが、「募集要項等」内の書類について優先順位はございますでしょうか。	「募集要項等」内の優先順位は、質問回答（競争的対話を含む）が最優先されるものとし、次いで、要求水準書、募集要項、モニタリング基本計画書、これら以外の募集要項等の順で優先して適用されるものとします。
189	事業契約書(案)	1	第1		第4条	1		規定の適用関係	契約を構成する書面及び図面に矛盾又は相違がある場合の優先順位について、「事業契約書、募集要項等、提案審査書類」の順で優先して適用されるとございますが、「募集要項等」の最上位は質問回答書としていただけますでしょうか。	「募集要項等」内の優先順位は、質問回答（競争的対話を含む）が最優先されるものとし、次いで、要求水準書、募集要項、モニタリング基本計画書、これら以外の募集要項等の順で優先して適用されるものとします。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
190	事業契約書(案)	1	第1		第4条	1		規定の適用関係	本質問書への回答内容は、契約締結時まで「事業契約書」に反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	反映させるべきと市及び事業者が判断した事項についてはご理解のとおりです。詳細は優先交渉権者選定後において協議させていただきます。
191	事業契約書(案)	3	第2		第9条			契約の保証	「施設整備費に相当する金額の10分の1以上の額」と記載ありますが、施設整備費に相当する金額とは事業費A-1、A-2-1、A-2-2、A-3の合計金額（SPC経費や割賦金利等も含む）との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	事業契約書(案)	5	第2		第11条	2		PFI事業者の責任	対象地内に不法投棄物等が存した場合などは、本項の「市の責めに帰すべき事由」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	対象地内に不法投棄物等が存した場合については、第42条第4項及び5項に基づき、市が増加費用を負担する場合があります。
193	事業契約書(案)	7	第2		第15条			選定企業の使用等	「PFI事業者は、各業務を、以下の各号に定める選定企業に委任し、又は請け負わせるものとし、各業務の全部又は一部を選定企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」とありますが、一部の定義をご教示ください。	「一部」とは「全部」でないことを意味します。
194	事業契約書(案)	8	第2		第16条	3		選定企業の一括委任又は一括下請負の禁止等	「PFI事業者は運営企業をして、運営業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせてはならない」とありますが、主体的部分の定義をご教示ください。	運営業務の主体的部分とは、運営業務に係る総合的な企画及び業務遂行の管理をいいます。
195	事業契約書(案)	9	第2		第18条			監視職員	監視職員が行う監視はモニタリングとは別に行うのでしょうか。その場合、どのような形で行うかご教示頂けないでしょうか。監視職員を担う方の経歴や任期についても、想定がありましたら、ご教示ください。	監視はモニタリングと同義です。監視職員の詳細について、現時点で想定はありません。
196	事業契約書(案)	9	第2		第17条	1		各業務における第三者の使用等	第三者に委任又は請け負わせようとするときは、契約締結予定日の7日前までに、貴市に対し必要事項の書面通知や契約内容を提示することが求められておりますが、第三者との委任又は請負契約は膨大かつ多岐にわたることが想定されます。事後通知を可能とする等、当該条文の緩和をご検討いただけないでしょうか。	「第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知」及び「当該業務の委任又は請負内容を提示」を求めるのみであり、契約書の提示までは求めていないことご確認ください。
197	事業契約書(案)	10	第2		第20条	2		PFI事業者に対する支払	第2項において、「市は、本契約に基づいて生じたPFI事業者に対する債権及び債務を法令等の範囲内において対等額で相殺することができる。」とございますが、相殺については、事業費全体からではなく相殺事由に該当する別紙4に定められた各事業費について行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	事業契約書(案)	11	第2		第24条	1		許認可の取得等	第1項ただし書きにおいて、「市が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、PFI事業者はこれに応じる。」とございますが、貴市による設計変更指示等により、許認可の取得等の必要が生じた場合は、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	事業契約書(案)	13	第2		第29条	2		要求水準の変更	第2項において、「技術革新等により事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるとき」とございますが、技術革新がないにもかかわらず、事業費の減額のみを目的として要求水準の変更や業務遂行方法の採用をすることはないと理解でよろしいでしょうか。	「技術革新等」と記載しているとおり、必ずしも技術革新に限定されるものではありませんが、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が客観的に可能な場合に限定していますので、そのような可能性がない場合に第29条第2項が適用されないという点については、ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	細節	項	目			
200	事業契約書(案)	13	第2		第30条	2		要求水準の変更による措置	「当該変更により新設施設の引き渡しの遅延が避けられない場合は、市がPFI事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる」とありますが、事業契約書(案) P65別紙4に記載のあるB-1運営準備費ならびにB-2運営・維持管理費等には変更がないという理解でよろしいでしょうか。	変更が発生する場合もあります。
201	事業契約書(案)	14	第2		第32条	1		第三者に生じた損害	第1項において、「通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合」についてもPFI事業者が第三者損害の賠償責任を負うとございますが、PFI事業者が善管注意義務を果たしても避けられない損害については、免責いただけますでしょうか。	原文のとおりであり、免責はしません。
202	事業契約書(案)	16	第2		第34条	4		不可抗力による措置	「市は不可抗力により本事業に係るPFI事業者の費用が減少すると合理的に見込まれる場合には、合理的な金額の範囲内で事業費を減額することができる」とありますが、合理的に見込まれる場合の根拠をご教示頂けませんでしょうか。事業者と協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事象に応じ、市が判断します。なお、事業費を減額する場合、減額に際し、事業者との協議は実施します。
203	事業契約書(案)	18	第3	第1	第40条	3		近隣対策	本事業の実施そのものに対する近隣住民等の要望活動は、本項の「市の提示条件に対する近隣住民等の要望活動」に含まれると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
204	事業契約書(案)	19	第3	第1	第42条	3		調査	第3項において、事業用地の測量、地盤調査その他施設整備業務の実施に関する調査を行った結果、「新たな事情が判明した場合(土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。)には、その対策費を負担する。」とございますが、調査の結果、本施設の設計変更の必要性が生じた場合、本条第5項と同様に貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	第4項に該当する事象が発生した場合については、第5項に基づき増加費用を負担します。
205	事業契約書(案)	19	第3	第1	第42条	4,5		調査	第4項及び第5条において、事業用地の調査を行った結果、「土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等について、募集要項等で規定されていないこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、……PFI事業者が本事業を履行することができてもPFI事業者に著しい増加費用が発生することが判明した場合」(第4項)には「合理的な範囲内の増加費用を負担する。」(第5項)とございますが、「著しい」は抽象的であるため削除いただけますでしょうか。削除不可の場合、著しい増加費用についての基準をご教示ください。	原文のとおりとします。「著しい」に該当するか否かは個別具体的な事情によりますが、本件工事費等及び管理棟(旧温水プール)の解体工事費(消費税等を含む。)に対する増加費用の程度等を踏まえて(必要な場合には市・事業者間で協議の上で)判断することになります。
206	事業契約書(案)	22-23	第3	第3	第53条	5		中間確認	第5項において、「PFI事業者は、第2項(破壊検査)の確認及び復旧に直接要する費用又は第3項の是正に要する費用を負担しなければならない。」とございますが、破壊検査等の結果、PFI事業者に帰責事由がないことが判明した場合については、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	第5項の確認及び復旧に要する費用は、第2項の要件を満たす場合に行う確認及び復旧により直接要する費用であり、破壊検査が必要十分な範囲で行われるために、全て事業者の負担としています。

No	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
207	事業契約書(案)	24	第3	第5	第57条	5		市による完成確認	第5項において、「PFI事業者は、第1項の確認、第2項の確認及び復旧に直接要する費用又は前項の是正に要する費用を負担しなければならない。」とございますが、破壊検査等の結果、PFI事業者に帰責事由がないことが判明した場合は貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	第5項の確認及び復旧に要する費用は、第2項の要件を満たす場合に行う確認及び復旧により直接要する費用であり、破壊検査が必要十分な範囲で行われるために、全て事業者の負担としています。
208	事業契約書(案)	29	第6	第3	第70条	4,5			利用料金の実績額に自主事業の収入は含まれるがご教示ください。	含まれます。
209	事業契約書(案)	29	第6	第3	第70条	5		利用料金等	「PFI事業者は毎事業年度の利用料金の実績額が提案審査書類に提示された計画額を3割以上超過した場合には、超過した額の半額を市に納付する」とありますが、利用料金の増加は事業者の運営努力によるものが大きいと思われるため、貴市への納付ではなく、施設の有効活用のために使用(新たな備品の購入や修繕)させていただくことは出来なんでしょうか。	既存施設の修繕等にも充てる必要があるため、原文のとおり市に納付してください。
210	事業契約書(案)	32	第8	第1	第79条	1	九	市の解除権	独占禁止法違反について本事業以外に起因する事項も対象となっており、本事業外におけるリスクを負担することはリスクが過大であると考えます。本事業に限定した独占禁止法違反のみを対象としていただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
211	事業契約書(案)	34-35	第8	第1	第81条	1,2		PFI事業者の解除権	第1号にて「10分の5」、「180日」、第2号にて「60日」とございますが、民間(七会)連合協定工事請負契約約款と同様の期間としていただきたく、それぞれ「4分の1」、「2か月」、「1か月」にご修正いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
212	事業契約書(案)	35	第8	第2	第83条	1	三	PFI事業者の帰責事由による契約解除の効力	「出来形部分に相当する代金」には貴市の確認を受けた設計図書やSPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	事業契約書(案)	35-36	第8	第2	第83条	4		PFI事業者の帰責事由に因る契約解除の効力	第4項において、「違約金の額を超過する損害を被った場合には、当該損害の額をPFI事業者に請求することができる。」とございますが、違約金は「損害賠償の予定」としていただきたく、本条項を削除していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
214	事業契約書(案)	38	第8	第3	第86条	2		PFI事業者の帰責事由による契約解除の効力	PFI事業者が負担する違約金について、解除の日から2040年3月31日までの通算期間における收受金額の10分の1相当額を支払うとなっておりますが、他のPFI事業の事例をみると当該年度の收受金額の10分の1相当としているものが多いと認識しております。本件につきまして、通算期間の10分の1としている理由をご教示頂ければと思います。	当該年度の收受金額の10分の1相当の違約金とした場合、違約金としては低額であり、運営・維持管理期間における事業者の安易な撤退を誘発すると考えているためです。当該年度の收受金額の10分の1が低額でなく、事業者の安易な撤退を誘発する水準ではないのご認識でしたら、競争的対話において、その時点における提案価格想定に沿って、違約金の想定実額をお示しください。
215	事業契約書(案)	38	第8	第3	第86条	2		引渡し後の違約金について	通常のPFI事業における引渡し後の違約金は、運営・維持管理費の1年分の合計に対して計算されることが多いと存じます。本条文では、解約日から事業終了までの運営・維持管理費の残高を基に違約金を計算することとなっておりますが、誤記載でしょうか。なお、条文の誤記載でない場合、違約金が高額となり、資金手当て等、事業費への圧迫が懸念されますため、軽減(年間維持管理運営対価×10%等)いただけませんか。	原文のとおりとします。No.214を参照ください。

No	資料名	該当箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
216	事業契約書(案)	38	第8	第3	第86条	2	PFI事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金の金額が「解除の日から2040年3月31日までに収受予定であった運営・維持管理費及び統括管理費の合計金額の10分の1」となっており、対象期間が長く、他案件と比較し金額が大きくなっております。違約金については、プロジェクトファイナンスで資金調達する際に金融機関より割賦債権が毀損しないように違約金に対する手当を求められますが、違約金が高額な場合にはスプレッドの高いローンでの調達になるため、事業費を圧迫する要因であり、そもそも違約金手当用の資金調達が難しくプロジェクトファイナンスによる資金調達が出来なくなる可能性もあります。また、直近の類似案件や割賦払いのあるBTO案件は一般的に引渡後の違約金は当該年度のサービス対価の10分の1となっており、本件についても「解除年度(1年分)の運営・維持管理費及び統括管理費の合計金額の10分の1」に変更するようご検討お願い頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。No.214を参照ください。 なお、同様の規定が採用されたPFI事業において、プロジェクトファイナンスによる資金調達が実現していることを確認済みです。	
217	事業契約書(案)	38	第8	第3	第86条	2	新施設(主要部分)の引渡し後における契約解除の効力(PFI事業者の帰責事由による契約解除の効力)	違約金を、「本契約が解除されなければ解除の日から2040年3月31日までの間に収受予定であった運営・維持管理費及び統括管理費の合計額の10分の1に相当する額」と定めていますが、この水準は他のPFI案件と比較して過大であると思料します。本条項が残る場合は、民間金融機関は事業者に対して違約金相当額を別途確保する等の対応を求める可能性が高く、事業者の資金調達に影響を与えるため、「本契約解除年度1年間分の運営・維持管理費及び統括管理費の合計額の10分の1に相当する額」等への変更をご検討いただきたく存じます。	原文のとおりとします。No.214を参照ください。	

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
218	事業契約書(案)	38	第8	第3	第86条	2	新設施設(主要部分)の引渡し後における契約解除の効力 (PFI事業者の帰責事由による契約解除の効力)	違約金の額について、「本契約が解除されなければ解除の日から2040年3月31日までの間に収受予定であった運営・維持管理費及び統括管理費の合計額の10分の1に相当する額」とありますが、これは、違約金の額が極めて大きく設定されているため、事業者にとって過大な負担となり、融資金融機関による融資の範囲を狭め、また、事業者がリスクとして取りきれないとなることも懸念されることから、違約金の額の見直しをご検討頂きたいをお願い致します。 内閣府が公表する「契約に関するガイドライン—PFI事業契約における留意事項について—」の5-5違約金3. 違約金の支払い額によれば、施設の完工後は「解除された事業年度1年間分の維持・管理費及び運営費相当の対価の100分の10（場合によっては100分の20）に相当する額等」と示されており、加えて、「違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要があり、また残存契約期間に応じて違約金の額を低減させる場合は、契約の初期期間により高い違約金の額が設定されるため、融資金融機関等による融資の範囲を狭める可能性があることに留意が必要である」と示されています。また、国交省が公表する「PFI事業における契約書例」第67条（乙の債務不履行等による契約の終了）でも同様の計算式が示されており、「絶対額としての違約金の額があまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある」と示されています。 貴市のためにも、本事業へより多くの事業者の参加を促すために、違約金の額の見直しをご検討頂きたいをお願い致します。具体的には、「事業契約解除発生年度の1年間分の運営・維持管理費及び統括管理費の合計額の10分の1に相当する額」への変更をお願い致します。	原文のとおりとします。No.214を参照ください。
219	事業契約書(案)	40	第8	第4	第90条	3	契約終了時の原状回復について	契約終了時に原状回復する旨の記載がございますが、「原状回復」の状態・基準をご提示頂けないでしょうか。	事業終了後、市が費用負担なく、新たな事業等において使用できる状態を指します。
220	事業契約書(案)							(案)となっておりますので、優先交渉権を得た事業者と改めて協議出来るという理解でよろしいでしょうか。	質問回答及び競争的対話において、内容面の協議が可能であることに加え、競争条件の公平性を確保するため、優先交渉権者との改めての協議は、提案審査書類を反映することによる変更を除き、原則として行いません。
221	事業契約書(案)		別紙3	第1	1		建設工事保険	「建設企業と工事請負契約を締結する全ての企業」とありますが、具体的にどのような企業を意味しておりますでしょうか。また、被保険者に入れる理由をご教示いただけますでしょうか。	建設企業とっての、いわゆる協力企業、下請業者を指します。 被保険者とする理由は、損害の発生者となり、保険金の受領が必要となる可能性があるためです。
222	事業契約書(案)	58	別紙3	第1	2	(3)	請負業者賠償責任保険	保険の補償額等の条件はございますでしょうか。	ありません。
223	事業契約書(案)	59	別紙3	第2	1	(3)	施設賠償責任保険	保険の補償額等の条件はございますでしょうか。	ありません。
224	事業契約書(案)	59	別紙3	第2	2	(3)	請負業者賠償責任保険	保険の補償額等の条件はございますでしょうか。	ありません。

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
225	事業契約書(案)	61	別紙4	1			事業費の構成	A-2-2の⑧は上記①～⑦を元本とする割賦金利ではないでしょうか。	ご指摘のとおりですので、事業契約書(案)を修正します。
226	事業契約書(案)	61	別紙4	1			事業費の構成	割賦の消費税についてはA-2-2の⑨に記載の方法ではなく、割賦元本(①～⑦)に対して消費税率を乗じる又は各返済元本金額に対して消費税率を乗じる計算方法になるのではないのでしょうか。	金利に対して消費税等の課税はありませんので、⑨のとおりとしています。
227	事業契約書(案)	62	別紙4	2	(2)	①	交付金・補助金	本事業において、交付金・補助金が減額に伴う金融機関への費用(事務手数料や利息の増加等)が発生した場合には貴市の負担という理解で宜しいのでしょうか。	交付金・補助金が減額となっても、金融機関に追加費用負担は発生させません。
228	事業契約書(案)	62	別紙4	2	(2)	②	地方債	A、B、C、Dの各費用に消費税は含まれますでしょうか。	含めて算出してください。
229	事業契約書(案)	63	別紙4	2	(3)	①	割賦金利	元金均等返済で各回の返済元本に端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれかで調整すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	事業契約書(案)	63	別紙4	2	(3)	②	割賦金利	基準金利がマイナスとなった場合にはゼロとする(ゼロフロア)条文を追記願ひ出来ますでしょうか。	追記します。
231	事業契約書(案)	63	別紙4	2	(6)		運営・維持管理業務等費(B-2)	B-2は運営・維持管理に要する費用から利用料金収入や自主事業収入等を控除した事業者提案による金額との認識で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	事業契約書(案)	64	別紙4	3	(2)	①	新設施設(主要部分)及び既存体育館の施設整備費等【一括支払分】(A-2-1)	A-2-1の金額は①交付金・補助金+②地方債+③基金の合計金額とあり、2022年度及び2023年度の支払い金額はその金額の範囲内で提案審査書類、又は出来高を上限とした金額が支払われるため、2024年度は2022年度と2023年度に支払われた額の残額が支払われるとの認識で宜しいのでしょうか。	2022年度及び2023年度の支払については、出来高等により、事業契約締結時の想定額から変動する可能性はあるものの、かかる変動はA-2-1の額に影響を与えることはないことから、2024年度は、2022年度と2023年度に支払われた額の残額が支払われます。なお、2022年度から2024年度の支払いについて、市として上限額を設けていないことをご確認ください。
233	事業契約書(案)	64	別紙4	3	(2)	②	新設施設(主要部分)及び既存体育館の施設整備費等【一括支払分】(A-2-1)	A-2-1の支払いは年1回で各業務の確認、完了後、最初に到来する月の月末までに請求書の発行が必要となるため、2022年度は設計完了時に設計費分、2023年度は中間確認時に建設費等の出来高、2024年度は完成時にA-2-1の残額が支払われる理解でしょうか。	事業者提案に依存するため回答致しかねます。詳細確認が必要でしたら競争的対話をご活用ください。
234	事業契約書(案)	65	別紙4	3	(6)	①	運営・維持管理費等(B-2)	B-2の支払いは平準化で支払われますでしょうか。また、平準化の場合、端数が生じた際は、当該端数は初回または最終回のいずれかで調整すればよろしいのでしょうか。	平準化(毎年度同額)としてください。端数についてご理解のとおりです。
235	事業契約書(案)	64	別紙4	1			A-2-2.新設施設の施設整備費等【割賦払分】	記載の内容によりますと、割賦払分の消費税が金利以外の元本にのみかかっています。事業者は各企業へ支払う消費税相当分についても資金調達する必要があるため、この内容ですと消費税相当分に対する調達金利について金利変動リスクを負うこととなります。消費税については、割賦金に対してお支払いいただくか、初回一括でお支払いいただくことを検討いただけませんか。	「割賦払分の消費税が金利以外の元本にのみかかっている」とこと、「消費税相当分に対する調達金利について金利変動リスクを負う」ことの関係性が理解できておりませんが、前者については金利に対して消費税等が課税されないための措置であり、後者については認識しているものの市の財政措置上、消費税相当分を初回一括払いすることが困難であるため、原文のとおりとしています。
236	事業契約書(案)	64	別紙4	3	(3)	②	支払手続	10月に請求書を発行するものは4～9月分、4月に請求書を発行するものは10～3月分、という認識で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
237	事業契約書(案)	64	別紙4	3	(2)	②		支払手続	「完成確認の後、最初に到来する月の末日までに、市に対して請求書を送付することとする」とありますが、完成確認が月の末日に近くなった場合には、翌月末とするなど、柔軟に対応頂きたいと考えますがいかがでしょうか。	協議には応じます。
238	事業契約書(案)	66	別紙4	4	(2)			運営・維持管理及び統括管理費の改定について	「毎年9月30日時点で確認できる最新の指標を用いて評価する」とありますが、改定には速報値もしくは確報値どちらを用いるのでしょうか。	確報値です。
239	事業契約書(案)	69	別紙5	1				不可抗力の定義	昨今のコロナ禍のように、感染症流行による工期遅れや運営停止等は不可抗力としてお認めいただけるのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症等の感染症の影響、対策については、その時々具体的な事情を踏まえ、官民が緊密に連携して取り組む必要があります。よって、当該連携を行った上で、市が必要と認める場合には、不可抗力に該当することとします。
240	事業契約書(案)	69	別紙5	1				不可抗力の定義	コロナのような予見出来ない感染症は不可抗力として考えてよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症等の感染症の影響、対策については、その時々具体的な事情を踏まえ、官民が緊密に連携して取り組む必要があります。よって、当該連携を行った上で、市が必要と認める場合には、不可抗力に該当することとします。
241	事業契約書(案)	69	別紙5	1				不可抗力の定義	別紙5の不可抗力の定義にはコロナウイルス等の疫病は含まれると理解してよろしいでしょうか。	含まれる場合があります。
242	事業契約書(案)	70	別紙5	3	(2)			不可抗力による追加費用及び損害額の分担	コロナ禍に伴い、貴市の要請等により施設を閉場した場合には、利益損失の考えにより想定していた利用料金収入を補填していただくと理解してよろしいでしょうか。	補填ありきではなく、損失や収益の状況を考慮し、補填の有無や補填金額について協議して決定します。
243	様式集及び提案記載要領	4	II	4	(3)			ア 事業全体に関する提案書	関心表明書や融資銀行のタームシート等は添付してよろしいでしょうか。	関心表明書及び融資銀行のタームシートについては、添付を認めます。 なお、市が明示的に認めていない書類の添付については、認められないことをご確認ください。
244	様式集及び提案記載要領	4	II	4	(3)			イ 施設整備に関する提案書	様式4-(3)-⑥、様式4-(3)-⑧の最大頁数の欄に、「※図面を除く」と記載がありますが、この「図面」は、エ 施設計画図面集のことを示すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	様式集及び提案記載要領	4	II	4	(3)			エ 施設計画図面集	平面図の縮尺について、1/1000のご指定がありますが、提案内容をより明快に示すため、縮尺を変更してもよろしいでしょうか。	平面図については、指定の縮尺による図面は必須としますが、任意の縮尺による図面の追加提出は可とします。
246	様式集及び提案記載要領	4	II	4	(3)			ア 事業全体に関する提案書	関心表明書や融資銀行のタームシート等は添付してよろしいでしょうか。	関心表明書及び融資銀行のタームシートについては、添付を認めます。 なお、市が明示的に認めていない書類の添付については、認められないことをご確認ください。
247	様式集及び提案記載要領	9	III	1				企業名の記載について	正本に記載する企業名を副本と揃えて記号等で表示し、企業名と記号の対応リストを正本に添付する形で提出してもよろしいでしょうか。	認められません。正本については本文中に企業名を、略称でもよいので記載ください。
248	様式集及び提案記載要領	9	III	1				企業名の記載について	副本には、応募グループ企業からの下請企業や、関心表明を取得した企業、融資銀行などの企業名も記載してはいけないのでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
249	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	1			企業名の記載	「企業名は正本のみに記入し、特に指定のある場合を除き、副本には企業名及びこれらの企業を類推できるものの記載は行わないこと」とありますが、正本・副本ともに企業名を出さないことが通例かと思えます。正・副を分ける意図をご教示ください。	企業名が記載された正本は審査には利用しませんが、事務局において企業名を確認する必要がある際に参照すること及び事業開始後モニタリングにおいて活用することを想定しています。
250	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	1			企業名の記載	企業名は正本のみに記入となっておりますが、提案書本文には副本と同様の匿名で記載し、正本には、企業名と匿名の読替表を添付する形でもよろしいでしょうか。	認められません。正本については本文中に企業名を、略称でもよいので記載ください。
251	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	1			企業名の記載について	副本には、応募グループ企業からの下請企業や、関心表明を取得した企業、融資銀行などの企業名も記載してはいけないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
252	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	3			頁数の記載について	「書類全体を通じた頁番号」は、関心表明書などの添付資料にも記載する必要があるのでしょうか。	添付書類への頁番号の記載は不要です。なお、市が明示的に認めていない書類の添付については、認められないことご確認ください。
253	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	3				提案書の補足説明資料（例えば協力表明書写し等）の追加添付は可能でしょうか。	関心表明書及び融資銀行のタームシートについては、添付を認めます。なお、市が明示的に認めていない書類の添付については、認められないことご確認ください。
254	様式集及び提案記載要領	9	Ⅲ	3			頁数の記載について	「書類全体を通じた頁番号」は、関心表明書などの添付資料にも記載する必要があるのでしょうか。	添付書類への頁番号の記載は不要です。なお、市が明示的に認めていない書類の添付については、認められないことご確認ください。
255	様式集及び提案記載要領	43	Ⅳ	4	(2)		4-(2)-②	PLベースでの計上と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	様式集及び提案記載要領	43	Ⅳ	4	(2)		4-(2)-②提案価格内訳書	SPC設立・開業費はA-2-2のその他必要な費用に含めれば宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
257	様式集及び提案記載要領	43	Ⅳ	4	(2)		4-(2)-②提案価格内訳書	年度毎の記載がありますが、市から事業者への支払額を記載するという理解でよろしいでしょうか。また、項目ごとに消費税を記載する場合、端数が生じますが、端数の処理についてご指定がありますでしょうか。	支払額についてはご理解のとおりです。指定の単位に満たない端数は切り捨てとしてください。
258	様式集及び提案記載要領	48	Ⅳ	4	(3)	ア	4-(3)-③-ii	直接法で入力するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	様式集及び提案記載要領	48	Ⅳ	4	(3)	ア	4-(3)-③-ii キャッシュ・フロー 計算書	千円未満は切り捨てになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	様式集及び提案記載要領	48	Ⅳ	4	(3)	ア	4-(3)-③-iii 貸借対照表	千円未満は切り捨てになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	様式集及び提案記載要領	48	Ⅳ	4	(3)	ア	4-(3)-③-i 損益 計算書	利用料金収入及び自主事業に対する費用項目がありませんが、運営・維持管理業務等に要する費用に計上する認識で宜しいでしょうか。	費用項目は事業者提案に応じて適宜加除修正してください。
262	様式集及び提案記載要領	48	Ⅳ	4	(3)	ア	4-(3)-③-i 損益 計算書	千円未満は切り捨てになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	様式集及び提案記載要領	52	Ⅳ	4	(3)	イ	4-(3)-⑥-i 施設 整備費等の内 訳書	費用項目について、分かり易いように事業費の構成に合わせた項目に変更いただけませんか。	注2のとおり、原文の枠組みは修正しないでください。

No	資料名	該当箇所						質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目		
264	様式集及び提案記載要領	52	IV	4	(3)	イ	4-(3)-⑥-i施設整備費等の内訳書	SPC経費等は統括管理費の中に含まれる認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	様式集及び提案記載要領	65	IV	4	(3)	ウ	4-(3)-⑮-i運営・維持管理運営費等の内訳書	SPC経費等は統括管理費の中に含まれる認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	様式集及び提案記載要領	65	IV	4	(3)	ウ	4-(3)-⑮-iv長期収支計画	様式4-(3)-③-iの損益計算書の施設整備費を除いたものと項目が同様のため、損益計算書と類似の内容になりますが、よろしいでしょうか。	損益計算書をベースに、運営準備・運営・維持管理に関する収支を記載してください。
267	様式集及び提案記載要領	65	IV	4	(3)	ウ	4-(3)-⑮-iv	各年度の計上額は、実際のお金の流れを計上するのでしょうか。 「収支(収入-支出)」は損益計算書の「営業利益」となるのでしょうか。	損益計算書をベースに、運営準備・運営・維持管理に関する収支を記載してください。
268	優先交渉権者選定基準	4	5	(2)			価格審査(定量評価)	提案価格の最低金額設定は御座いますでしょうか。	ありません。
269	優先交渉権者選定基準	4	5	(3)			非価格審査(定性評価)について	審査項目ごとに配点が決められていますが、審査ポイントごとの配点も決まっているのでしょうか。それとも総合評価でしょうか。例えば、P8~9 14番「市民スポーツ及びスポーツ交流推進のあり方と内容」に関して 審査ポイントが5つ示されていますが、それぞれの審査ポイントごとに8点ずつ配点され合計40点となるのかという意味合いです。	審査項目ごとの総合評価です。
270	実施方針等に関する質問・意見及び回答						No.175 回答	植栽調書を募集要項公表時に公表するとの記載がありますが、現時点で公表されていないようです。今後開示いただくご予定はありますか。	開示できる資料がありません。
271	実施方針等に関する質問・意見及び回答						No.74 回答	A敷地は全て都市公園区域に変更するとのことですが、変更時期の想定をご教示ください。	施設整備完了後を予定しています。
272	実施方針等に関する質問・意見及び回答						回答内容の変更有無	令和元年12月に公表された質疑・意見への回答のうち、令和3年4月9日付修正要求水準書の中で内容変更や修正がない項目については同様の回答と考えてよろしいでしょうか。回答内容に変更がございましたらご教示ください。	令和元年12月に公表された質疑・意見への回答については、募集要項等の公表を以て、効力を失っているものとお考えください。 有効性の確認が必要な事項があれば、競争的対話を活用ください。
273	モニタリング基本計画書	3	I	2	(4)		モニタリング実施計画書	貴市へ提出する書類は「モニタリング実施計画書」のみで、セルフモニタリング実施計画書は事業者が作成し、提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書第2 2(1)⑥をご確認ください。
274	モニタリング基本計画書	5	II	2			モニタリングの時期・手順	モニタリング実施計画書の提出時期は、事業契約の締結後、貴市と協議の上決定するという理解でよろしいでしょうか。	協議の上決定することで差し支えありませんが、事業契約締結後、速やかな提出があることを望みます。
275	モニタリング基本計画書	13	V	3	(2)	イ	減額ポイントの付与	「1つの事例が発生するごとに1点から5点の減額ポイントを付与し」とありますが、1点から5点までの詳細(どのような事象が1点でどのような事象が5点となるのか)をご教示ください。	市の裁量とする想定であり、市が判断します。

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	細節	項	目	項目名		
276	モニタリング基本計画書	14	V	3	(2)	オ		減額措置を講じない場合	「減額の対象となるレベル1及びレベル2の事象が発生したと認められる場合においても、市がやむを得ない事由と認めた場合等においては減額ポイントの加算又は減額措置を行わない場合がある」とありますが、やむを得ない事由がどうかは事業者とのヒアリングによって貴市が判断するという理解でよろしいでしょうか。	個別の事情に応じて市が判断します。
277	モニタリング基本計画書	14	V	3	(3)			実務実施企業の交代	実務実施企業の変更を貴市より請求された場合、構成企業および協力企業以外からも選定できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	全般	-	-	-	-	-	-	測量図等	敷地の測量図（PDF及びCAD）の情報を頂けますでしょうか。	6月7日以降、CADデータを提供しますので、市スポーツ振興課にご連絡ください。